

## 第五次伊東市総合計画審議会 議事録

開催日時	令和2年6月23日（火）9:30～11:00			
開催場所	伊東市役所8階 大会議室			
出席者	<p>(1) 総合計画審議会委員：22人  青木敬博 委員、石井義仁 委員、石川哲史 委員、伊藤成也 委員、稲葉義彰 委員  井上靖史 委員、大川勝弘 委員、大川直子 委員、長田直己 委員、齋藤 稔 委員  篠原峰子 委員、下村克也 委員、杉本憲也 委員、鈴木洋子 委員、高田充朗 委員  田中 実 委員、西野秀彦 委員、濱田修一郎 委員、原 崇 委員、村田充康 委員  森 知子 委員、山本哲正 委員  （欠席：3人）加来真樹子 委員、操上俊樹 委員、菅原邦彦 委員</p> <p>(2) 市当局  小野達也 市長、若山 克 副市長、中村一人 副市長、高橋雄幸 教育長  杉本 仁 企画部長、奥山貴弘 理事  （事務局：企画課）小川真弘 企画課長、菊地貴臣 課長補佐、山下明子 課長補佐  出口 卓 主査、泉 靖浩 主査</p>			
公開・非公開の別	公開	非公開の場合 はその理由		傍聴人 0人
会議次第	1 開 会 2 委嘱状交付 3 市長挨拶 4 臨時座長の選出 5 会長・副会長の互選 6 審議会の運営 7 「第五次伊東市総合計画基本構想（案）」及び「伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（改訂案）」の諮問 8 総合計画の概要 9 諮問案の説明 (1) 第五次伊東市総合計画基本構想（諮問案） (2) 伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（諮問案） 10 今後の予定 11 閉会			

## 審議会の内容

### 1 開 会

欠席者（3名）の報告

### 2 委嘱状交付

市長から委員に対し、委嘱状を交付した。

### 3 市長挨拶

市長から総合計画審議会委員に挨拶した。

### 4 臨時座長の選出

稲葉義彰 委員を臨時座長に選出した。

### 5 会長・副会長の互選

委員の互選により、会長・副会長が選任された。

（会 長）鈴木洋子委員

（副会長）石井義仁委員

### 6 審議会の運営

会議の公開について承認され、傍聴が可となった。

### 7 「第五次伊東市総合計画基本構想（案）」及び「伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（改訂案）」の諮問

市長から鈴木会長に諮問した。

### 8 総合計画の概要

担当から総合計画の概要を説明した。（説明内容は以下のとおり）

#### （説明内容）

それでは「次第8 総合計画の概要」について、説明いたします。

まず、説明に入ります前に、この度の新型コロナウイルス感染症について、先般、県境移動の自粛要請が全面解除されたところではありますが、感染防止への配慮として、新生活様式の実践が求められております。

このような事情から、当該会議の各議題につきましても、出来る限り説明は端的に行うとともに、審議を次回以降に行っていくことに鑑み、本日は、次第10の今後の予定を除き、質疑時間を設けず、会議時間の短縮を図るよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明にまいります。

現在の総合計画の概要になります。まず、総合計画とは、将来伊東市をどのようなまちにしていくのか、そのためにはどのようなことをしていくのかを、総合的かつ体系的にまとめたものであります。

総合計画とは別に、子育てや環境、健康、福祉、観光など、政策分野ごとに課題や目標、実現に向けた具体的な取組等をまとめた個別の計画がありますが、総合計画は、これら全ての個別計画の基本となる最上位の計画になります。

A 3カラー刷りの資料1をご覧ください。

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層から構成されております。

基本構想は、まちの将来像とまちづくりの目標を示すもので、計画期間は長期的な視点ということで10年間としております。

基本計画は、基本構想の目的を達成するための手段を示すもので、10年間で5年ごととしております。

実施計画は、基本計画の目的を達成するための手段を示すもので、計画期間は1年間となっております。

基本構想と基本計画、基本計画と実施計画は、それぞれが、目的・手段の関係になっております。

それでは、現在の第四次伊東市総合計画の体系について、先ほどの3層の構成と比較しながら簡単に説明いたします。右のページをご覧ください。

基本構想に当たる部分として、まず10年後のまちの将来像になります。

第4次伊東市総合計画では「ずっと住みたい また来たい 健康保養都市 いたう」を目指すべき将来像として掲げてまいりました。同じく、基本構想に当たる部分として、この将来像実現のためのまちづくりの政策として、政策目標を4つ定めております。この4つは、健康福祉や教育、環境、観光産業等、分野ごとに分かれております。

また、このほか、この4つの政策目標を下支えする構想の推進という分野がございまして、こちらは財政の健全化や行政改革、職員の人材育成など、組織内部の改革について進めるというものであります。

資料に記載してございますのは、健康福祉の分野であります。

大きな政策目標として、やさしさと笑顔があふれる健康なまちを目指すとしており、それにぶら下がる形で、健康福祉分野をさらに細分化した分野ごとの政策目標を設定しております。例えば、子育て支援や高齢者福祉、障がい者福祉など、それぞれごとに目標を列挙しています。記載してございますのは、子育て支援に関する政策目標であり「安心して出産・子育てができる環境の充実を図るとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます」と、してきたわけであり、政策というのは、基本構想に当たる部分であるため、長期的な視点での目標となります。このため、中期的な視点でもって、政策を実現するための手段をさらに定めていく必要があるということで、ここから基本計画に当たる部分となりますが、1-3地域医療の充実や、健康づくり支援、出産・子育て支援の充実など、分野ごと施策を定めております。

施策については、それぞれ成果指標と目標値をしっかりと定める中で、それを実現するための方策というものも定めており、例えば、1つ目として子育て世帯の経済的支援を推進しますという方策があります。この施策というのは、繰り返しになりますが、5年間ごとのものになるので、中期的な視点での目標となります。

このため、さらに短期的な視点でもって、施策の目的を達成するための手段（具体の事業）を定めていく必要があるということで、ここから実施計画に当たる部分となります。記載の例を見ていきますと、先ほどの施策「子育て世帯の経済的支援の推進」の手段として、伊東っ子誕生祝金を

支給しますということや、児童手当を支給しますというのが定められていくわけであります。

以上が、先ほどの3層の構成に対する第4次伊東市総合計画の体系でありまして、各施策の目標が実現されることで、政策目標として定めた「①やさしさと笑顔があふれる健康なまち」が実現でき、さらには、他の3つの政策目標も同様に実現できれば、「ずっと住みたい また来たい 健康保養都市 いう」の将来像が実現できるという仕組みであります。

なお、目標に対する進捗管理については、左ページの下の部分に評価を記載しているとおり、基本計画に当たる各施策にまず成果指標を定めるとともに、その下の方策と、施策を実現するための手段についても同様に成果指標をしっかりと定める中で、進捗管理を行っております。

成果指標数は、かなりの数になるため、本日、全てをお示しすることはできませんが、別紙に、各施策の成果指標、こちらでいう1番上の1の部分について、実績を配付してございます。どのような成果指標があるか、またその実績については、そちらでご確認いただきたく存じます。

表の見方でありますが、政策目標1の健康福祉等の分野は、1-1から1-7までであり、各施策、記載の成果指標となっております。同様に、政策目標2は、環境や危機管理、上下水道、道路、公共交通などの分野で、2-1から2-12まで、政策目標3は、教育分野で3-1から3-8まで、政策目標4は、観光、産業などの分野で4-1から4-6までとなっております。

このように各施策において指標を設定し、毎年度実績・評価を行い、次年度につなげているということになります。

なお、指標の達成率は、A3の資料、右側1番下に記載してございます。

各政策目標によって達成率に差がございますが、中には根拠となる実績に対する目標の設定が適切ではなかったと思えるような部分もまずあるかと考えております。目標を高く設定する意識は重要であります、100%という目標設定と、その高い目標を5年間維持するというのは現実的には難しい部分があります。現在、新たな基本計画である第十一次基本計画の策定に向け準備を進めておりますが、指標の設定については、そういった点にも留意し、設定してまいりたいと考えております。

一方で、この5年間において成果指標の達成・未達成だけでは見えない部分もございました。例えば、政策目標1の健康福祉分野では、健康福祉センターの設置、子育て支援医療費助成の年齢制限等の拡充、子育て支援センターすきっぷの開所など、政策目標2の危機管理や道路などの分野では、同報無線のデジタル化、また最近では市民ニーズに対応する形でペット避難所の設置に向けた検討、政策目標3の教育分野では、中学校給食の完全実施、学校統廃合の検討など、政策目標4の観光産業分野では、昨年度の伊東市デジタルマーケティング事業で制作したインバウンド向け観光PR動画を公開し、約2週間で視聴回数2,100万再生するなど、それぞれの分野において、市民ニーズを踏まえた中で時代に合わせた施策も展開してきたところであります。

以上で、総合計画の概要についての説明を終わります。

## 9 諮問案の説明

### (1) 第五次伊東市総合計画基本構想（諮問案）

### (2) 伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（諮問案）

担当から総合計画の概要を説明した。（説明内容は以下のとおり）

#### （説明内容：第五次伊東市総合計画基本構想）

それでは「次第9（1）第五次伊東市総合計画基本構想（案）」について説明します。まず、

資料3及び資料4をあわせて御覧ください。

第五次伊東市総合計画基本構想諮問案及び伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン諮問案の策定経過及び策定方針、策定体制についてであります。

令和元年5月に策定方針を決定後、策定方針の（抜粋版）のイにも示す通り、市民の皆様との協働による計画づくりを進めるため、両面刷りの資料3に記載のとおり、地域タウンミーティングを始め、未来ビジョン会議、市民満足度調査、高校生ワークショップ、市内中学生・高校生アンケート、市政モニター等、市民の皆様から幅広くご意見を伺う中で、約1年かけて諮問案を検討してまいりました。各調査等の結果について、本日皆様に配付させていただきました。説明は割愛いたしますが、ご参考いただければと存じます。

策定方針については、（抜粋版）をお示ししており、第五次総合計画を策定するに当たっての基本姿勢として、市民ニーズに的確に対応し、実行的な計画とするため、記載の6つの視点を持って計画を策定することとしております。

1点目、時代の変化に柔軟に対応できる計画づくりとして、めまぐるしく変化する社会経済情勢を踏まえる中で、多様化・複雑化する市民ニーズ等を的確に捉え、市政に反映するとともに、国際社会全体の開発目標であるSDGs等を始めとした新たな視点での取組を推進するよう、時代の変化に柔軟に対応できる計画づくりを進めること。

2点目、市民との協働による計画でづくりで、先ほど説明した内容であります。

3点目、地方創生と連動した計画づくりとして、総合計画に示した取り組みの一つである人口減少対策に重点をおき、具体的な方策を示したものである総合戦略と連動した計画づくりを進めること。

4点目、国県をはじめ他の個別計画と整合性のある計画づくりとして、国、県等において策定されている諸計画との整合性や、本市で策定している各種個別計画の上位計画として計画づくりを進めること。

5点目、目標を明確化し、成果のマネジメントを行える計画づくりとして、行政活動の成果を表し、市民が受ける効果を示す指標であるアウトカム指標の設定を行うとともに、評価結果を次の施策等に反映する目的指向型行政運営によるマネジメントを行う計画づくりを進めること。

6点目、分かりやすい計画づくりとして、本市の将来を担う高校生等が理解できる表現や内容に努めること。

以上の視点をもって計画の策定を進めているところであります。

続いて、策定体制図を御覧ください。

先ほど説明した地域タウンミーティングや市民満足度調査などの結果を庁内検討組織での検討に反映しています。ワーキンググループ会議は各課の課長補佐や係長職、企画会議は課長・次長職、調整会議は副市長・教育長・部長職で構成し、諮問案を検討してきました。市長は本日、基本構想案と人口ビジョン改訂版案を審議会に諮問し、後日審議会から答申をいただく予定となっております。審議会には市議会議員も参加していますが、答申いただいた計画等については、市議会議員に別途意見を求める場を設ける考えであります。

このような経過を得まして策定を進めてまいりました基本構想について、第四次伊東市総合計画との比較を示したものが資料の5となります。

1点目の違いとして、市民憲章を記載しております。

次に、序論についての比較にまいります。現在の第四次総合計画では、伊東市の主要課題等に

ついて、社会情勢の変化に少し触れながら4つほど挙げておりますが、社会情勢の変化が本市に与える影響は大きなものであることから、第五次総合計画では、ポイントの①にも記載しているとおり、社会経済情勢をより具体的に記載するとともに、それら変化を踏まえつつ、これまでやってまいりました市民の皆様からの意見も勘案しながら、第5節においてまちづくりの課題を今までよりも細かく、9つ明記する構成となっております。

次に、基本構想の中身についての比較にまいります。ポイントの②のとおり、第5節のまちづくりの課題等を踏まえ、本市が目指すべき将来像を考えるに当たり、また、課題解決に向けたまちづくりを進めるに当たり大切になる考え方を第2章第1節でまとめるとともに、第2節でまちの将来像を記載しております。

また、ポイント③のとおり、市民の皆様にとって分かりやすい表現を可能な限り心がけるといふ点で、本市の将来を担う高校生が理解できる表現を心がけるよう努めております。

次のポイント④が第四次総合計画との大きな違いになります。これまで基本構想において定めておりました政策大綱及び施策の大綱並びに重点施策、つまり基本的な方針の部分について、第5次では基本計画に移行するという点であります。その理由については、記載のとおり、社会経済情勢の変化や価値観・考え方というのは、近年、めまぐるしく、数年単位で変化しております。

こういった時代の潮流の変化を的確に捉え、柔軟に施策を展開していくためには、政策大綱なども中間的な見直しを行う必要があるものと考えております。その点において基本構想は10年間という長期間のものとなりますので、こういった時代の変化に対応しづらい側面がございます。

基本計画は、前期後期と5年ごとに見直しを行うことが可能ですので、基本計画へそれら移行することにより、柔軟な施策の展開等、より効果的な運用が可能となると考えております。

例えば、近年で申し上げれば、移住定住、SDGs、AI等のsociety5.0、価値観や考え方であれば、LGBTやダイバーシティ、こういったものがこの数年の間に出てきており、市町としても対応が求められている状況にあります。

また、未来ビジョン会議においても、こういった柔軟性のあるまちづくりを進めていきたい旨の意見が挙げられておりました。

以上が、政策大綱等を基本計画に移行する理由でございます。

それでは、基本構想案の内容について説明してまいります。まず、基本構想のページを2枚おめくりいただき、先ほど説明したとおり、市民憲章を記載してございます。

2ページにうつります。まず序論部分になります。

第1節では、計画策定の目的について記載してございます。

本市を取り巻く環境は、人口減少、少子・高齢化の進行をはじめ、記載のとおり大きく変化しており、これらの変化に的確かつ迅速に対応していく持続可能で柔軟な市政運営が求められております。

また、かけがえのない本市ならではの財産を活かし、市民と行政が知恵を出し合いながら新たなまちづくりを進めることにより、成長していくことが求められております。

このような中、時代の変化を予測するとともに、高度化かつ多様化する市民の価値観やニーズに適応した魅力的で住みよい伊東市の創造を目指し、市民、事業者及び行政が連携しつつ、計画的かつ戦略的にまちづくりを展開していく必要があることから、第五次伊東市総合計画を策定するものであります。

次に、第2節では、計画の役割について記載してまいります。

総合計画の役割として、1点目、あらゆる活動や事業を実施する際の「まちづくりの指針」であるということ、2点目、「最上位計画としての指針」であるということ、3点目、成果と評価に重点を置いた「行政経営の指針」であるということを明記しております。

続きまして、序論の3ページにまいります。計画の構成及び期間についてであります。

基本構想については10年間、基本計画については、前期・後期の各5年間、実施計画については、毎年度策定・見直しを行います。

続きまして、序論の4ページから7ページにかけての第4節社会情勢の変化にまいります。

1点目として、自然災害の懸念と国土構造の変化であります。内容としては、自然災害の頻発、被害の甚大化の観点、空き家や所有者不明土地等の増加の観点、広域的な交通体系の基盤整備による人や物の流れの変化の観点等について、記載しております。

2点目として、人口減少の進行であります。内容としては、人口減少・少子高齢化の進行の観点や生産年齢人口の減少の観点等について記載しております。

続きまして、序論の5ページにまいります。

3点目として、持続可能な社会の実現に向けてであります。内容としては、持続可能な社会の実現を目指す、所謂SDGsについての観点や、価値観やライフスタイルの変化からダイバーシティ等、多様性を認め合う社会の実現の機運が高まっている観点について記載しています。

4点目として、資源・エネルギー問題の深刻化についてであります。内容としては、エネルギー資源の海外依存と、それらエネルギーから発生される温室効果ガスを要因とした地球温暖化の観点、そういった背景から再生可能エネルギー等の活用が推進されているが、懸念もあるという点について記載しております。

続いて、序論の6ページにまいります。

5点目として、交流人口の拡大であります。内容としては、外国人観光客の増加、とりわけ個人旅行者が増加している点やコト消費へと変化している点を記載する一方で、この度の新型コロナウイルスの感染拡大による人の移動の自粛等により、今後は観光のあり方が大きく変化することも考えられる旨を記載しております。

6点目として、テクノロジーの急激な進展であります。内容としては、IoT、ビッグデータ、人工知能など、技術革新の急激に進展する社会 Society5.0 において実現する社会、例えば自動運転の実現などによって、多くの課題が克服されることについて記載しております。また、難しい用語が多いことから、注釈をつけて説明しております。

続きまして、序論の8ページから13ページまでの第5節まちづくりの課題について、であります。これまでの第4節社会情勢の変化と、市民満足度調査や未来ビジョン会議を始めとした市民の皆様からの意見を踏まえた中で、まちづくりの課題を9つ挙げております。

8ページ、1点目「安全で安心して暮らせるまちづくり」であります。

建築物等の耐震化の向上や、多様なニーズに対応した避難所の運営など、具体的な対応が求められている状況、また、消防、救急体制の充実や、市民、事業者、行政が一体となった防犯体制の確立、さらには、この度の新型コロナウイルス感染症など、想定外の事象に対し、迅速かつ的確に対応できる体制の構築も求められております。この1点目については、地域タウンミーティングにおいても多くの意見があがるとともに未来ビジョン会議においても、一流の防災体制が整う防災の街伊東が理想の姿との意見があがるなど、今現在1番重要となる課題と考えられます。

次に、2点目「人口減少・少子高齢化時代に対応したまちづくり」であります。

9 ページにおいて国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来推計人口を示しておりますが、生産年齢人口の減少と経済規模の縮小は、多様な分野において大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、移住定住者確保方策の推進や、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりの推進等、人口減少に対応したまちづくりが求められます。

次に序論の9 ページ、3 点目「心身ともに健やかに暮らせるまちづくり」であります。

市民満足度調査においても、幸福感を判断する際に重視するものとして健康状況が高い割合となっていることや、人口 10 万人あたりの病院病床数や医師数が、全国や県の平均を大きく下回っていることなどから、医療を充実していくことが求められます。また、保健・医療・健康づくりや各種福祉の施策の充実、社会保障制度の周知もまた、今後ますます重要な課題となってまいります。

次に、10 ページ4 点目「個性豊かな人づくりと生きがいを感じられるまちづくり」であります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を目指すとともに児童生徒の生きる力「一知・徳・体のバランスのとれた力」を伸ばしていくため、地域社会との連携による学力と学ぶ意欲の向上や豊かな心の成長支援や、障害のあるなしにかかわらずすべての子供がともに学ぶインクルーシブ教育の推進や、市民の誰もが心豊かに日々を楽しむことができるよう、ライフステージに応じた様々な学習機会や社会体育活動の場の提供が求められます。

次に、5 点目「良好な自然環境と生活環境が広がるまちづくり」であります。

かけがえのない郷土の宝である豊かな自然環境を継承していくために、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭など、生活環境に関する問題に適切に対応することが求められます。

次に、6 点目「社会情勢の変化に対応した計画的で魅力あるまちづくり」であります。

人口減少社会を迎え、空き家等が増加する中で、今後、都市機能や生活環境を集約したコンパクトかつ魅力的な市街地を形成することが求められるとともに、公共交通の利便性の向上など、誰一人取り残されないまちづくりが求められます。

次に、序論の 11 ページ、7 点目「観光を軸とした魅力ある産業を創造するまちづくり」であります。

観光については、記載のとおり、著名人から愛されてきた本市の観光の歴史ではありますが、現在の観光ニーズの多様化等により国内外の観光地間競争が激化しているため、本市固有のブランド価値の確立が求められています。

産業、工業においては、年間商品販売額等が減少傾向にあることなどから、産業振興方策の展開と雇用の創出などが求められます。

農業においては、地産地消、6 次産業化、担い手の育成などの確保が課題であります。

林業においては、管理が行き届いていない森林が多いことから、これら森林を経済ベースで活用することや、土砂災害等発生リスクを低減するため、林業の振興及び森林環境保全に努めていく必要があります。

漁業においては、漁獲量と漁獲高が減少傾向にあります。飲食や土産としても海産物等は観光資源として直結するものであることから、漁業の活性化についても対応が求められます。

次に序論の 13 ページ、8 点目「心がふれあう地域社会があるまちづくり」であります。

人口減少や価値観の多様化などから、地域の連帯感等の低下を招いており、今後一層、町内会活動の支援等が求められるとともに、移住者の暮らしやすい環境づくりなどが求められます。

次に、9点目「みんなが役割と責務を自覚するとともに、実効性の高い行政経営が求められる」という点です。

これまであげてきた8つの課題を克服するためには、自助の精神と共助の精神をもって市民が主体的に行動することがまず重要であるということ、それでも解決が難しい場合は、行政が支援するという公助の精神があり、それぞれがそれら役割と責務を自覚することが求められます。

続きまして、基本構想の14ページ以降にまいります。

これまでの9つの課題や市民の皆様からの意見等を踏まえ、10年後の将来像を検討するに当たり、また、まちづくりを進めるに当たり、特に大切にしたい考え方を15ページから16ページに示しました。

1点目、「誰もが安全・安心して過ごせるまちづくりを進める」ことです。市民一人ひとりの安心・安全はもちろんのこと、本市への移住者、観光客が安心して過ごすことができるまちづくりを進めます。

2点目、「市民の知を結集し、全員参加でまちづくりを進める」ことです。行政だけでなく、市民や事業者の皆様のご知恵を結集することが重要であります。市民の皆様が積極的に参画できる社会を構築し、市民の活動を促進することにより、市民の力が最大限に発揮され、想いが形にできるまちづくりを進めます。

3点目、「地域の誇りである資源を保全し、磨き上げ、魅力的なまちづくりを進める」ことである。本市は海や山などの自然環境や温泉等、豊かで多様な地域資源に恵まれています。これらを保全し磨きあげることで魅力なまちづくりを進めます。

4点目、「こころ豊かな人を育む」ことです。新たな時代に対応したまちづくりを進めるためには市民力が重要となりますので、心と身体の健康づくりや、互いを尊重しあう思いやりの心を醸成する教育等を実施する中で、健康で心豊かな市民を育み、本市を訪れる全ての方に笑顔を提供できるようおもてなしの心の醸成に努めます。

5点目、「多様なつながりと交流をまちづくりに活かす」ことです。住民と移住者との交流、市民の世代間交流など、多様なつながりと交流を生み出すことで、多様性を受け入れる土壌を醸成し、本市のまちづくりに活かしていきます。こういった多様性については、未来ビジョン会議の中でも挙げられていた意見であります。

16ページの6点目、「新しい時代に対応した持続可能なまちづくりを進める」ことです。

Society5.0やSDGsなど新たな時代を迎えていくに当たっては、自然環境や歴史文化等、本市の良好な特性をしっかりと活かしつつ対応していきます。

次に、基本構想の17ページ、まちの将来像について、であります。

先ほどの考え方を踏まえ、本市が目指す将来像を、「出会い つながり みんなで育む 自然豊かなやさしいまち いとう」とし、サブキャッチで、「～行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい まちづくり～」といたしました。

この将来像が表す意味といたしましては、下の説明文にも記載のとおり、本市のもつ恵まれた自然景観や温泉をはじめとした観光資源、また、文化財や郷土芸能をはじめとした歴史文化資源等は、かけがえのない「郷土の宝」であり、「地域の心」であります。これら「郷土の宝」や「地域の心」を通じて、市民及び観光客、移住者など多様な人々が本市で出会い、つながり、交流を広げ、認め合い、様々な考え方を柔軟に受け入れながら、本市の魅力を一層高める中で、市外に住む人からは行ってみたい、住んでみたい、市民の皆様には住んでほしい、と感じてもらえるまちづ

くりを、全員参加で取り組んでいきますという意味を表しております。

18ページに図示してありますとおり、人々が伊東市に行ってみたくらい、訪れ、そこで本市の自然などの魅力に触れ、市民の皆様との触れ合いなどを通じ、このまちに住んでみたいという気持ち生まれ、移住し、移住してからの伊東市で、さらに本市の魅力を再発見し、市民や観光客等との触れ合いを通じ、住んでいたいまちへと循環していきます。本市で生まれた市民の方については、住んでいたいといつまでも感じていただけるように、まちづくりを進めていくということになります。

このような考えについては、未来ビジョン会議においても意見が出されており、全世代と一緒に暮らしやすいまち、つまり「ひ孫と暮らせる街伊東」が理想であるとの意見や、人と人がつながりあってお互いに育っていけるようなまち、つまり「人が育つ未来の町」が理想であるとの意見や、柔軟性や多様性のあるまちなどの意見も出されており、そういった市民の皆様からの意見も踏まえながら、将来像を検討いたしました。

続きまして、基本構想案の19ページから20ページにかけての第3節将来人口にまいります。

19ページの将来推計人口については、社人研の推計でございまして、伊東市の将来人口は、減少し続け、令和12年には54,918人、令和27年に41,459人、令和42年には29,185人まで減少することが推計されます。また、令和22年には老年人口（65歳以上）の割合が生産年齢人口（15～64歳）の割合を上回ると推計されております。

これを受けまして、20ページ目標人口については、この後の、伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（改訂案）の説明の中で詳細について説明いたしますので、ここでの説明は割愛いたします。

以上で、基本構想案について、説明を終了いたします。

#### （説明内容：伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）

「(2)伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版（諮問案）」の説明でございしますが、諮問案の説明の前に、人口ビジョンの簡単な概要と作成経過について簡単にご説明させていただきたいと思っております。

資料7「伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版（案）（概要）」をご覧ください。

「人口ビジョン」は、2060年を視野に入れた人口の長期見通しであり、国立社会保障人口問題研究所によれば、本市の人口は2060年に約2万9千人程度になると推計されています。

人口の将来展望についてですが、「現状と課題」として自然増減の状況、社会増減の状況及び就業者数の状況を捉えた上で、「目指すべき将来の方向」として、65歳までを対象とした積極的な移住定住促進により、年齢構成のバランスを維持し、持続可能な地域の実現を図ることとし、第五次伊東市総合計画の目標人口（令和12年 60,000人）を達成するとともに、令和42（2060）年に人口36,000人を確保することとしております。

また、策定経過につきましては、令和元年5月に策定方針を決定し、「結婚・出産・子育て」や「移住」に関する各種アンケートを実施するとともに、本年5月下旬までに集中的に検討を行ってまいりました。

それでは、「伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版（諮問案）」について説明します。「伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版（案）」をご覧ください。

資料8の1ページをご覧ください。第1章として「人口ビジョンの策定にあたって」を掲げ、人

ロビジョン策定の背景と趣旨について記載しています。人口ビジョン改訂の背景としては、第五次総合計画と計画期間をそろえることにより、本市との政策との整合を図るため、現行の人口ビジョン・総合戦略の計画期間を1年延長した上で、令和3年度を始期とし、見直しを行ったものであります。人口ビジョンの位置付けとしては、第五次総合計画の6万人を目指す考え方を踏襲するとともに、国県のビジョンを勘案して策定するものとなりました。

2ページにまいります。人口ビジョンの対象期間は、国県と合わせ、令和42年(2060年)までを計画期間としています。国の長期ビジョンでは2060年に1億人程度の人口を維持することを目指した将来展望が示されています。また、県の人口ビジョンでは、人口減少社会の克服に向け、人口減少の「抑制」戦略と人口減少社会の「適応」戦略を両面から進めることとしており、2060年に280万人程度の人口を確保することを目指した将来展望が示されています。

3ページにまいります。参考として、国の長期ビジョンの人口問題に対する基本認識を示しています。「人口減少は今後加速度的に進むこと」、「地域社会の担い手の減少や地域経済の縮小が人口減少をさらに加速させること」、「人口減少は地方から始まり都市部へ広がっていくこと」が課題として挙げられています。

4ページにまいります。平成31年3月末の本市の人口ピラミッドを示しています。2回のベビーブームの世代の人口が多くなっている一方、20歳代の人口が少なく、進学や就職等で流出していることが分かります。

5ページにまいります。昭和60年以降の国勢調査人口を示しています。

6ページにまいります。年齢3区分別人口の推移ですが、平成27年の年少人口(15歳未満の人口)は6,829人、生産年齢人口(15歳~64歳までの人口)が33,849人、老年人口(65歳以上の人口)が26,762人となっており、老年人口が顕著に伸びています。

7ページにまいります。地区別総人口の推移ですが、介護保険の地域包括支援センターの5圏域別の人口推移を示しています。対島地区以外は減少傾向となっており、特に玖須美・新井地区の中央圏域の減少傾向が大きくなっています。

8ページにまいります。自然増減の推移のうち、出生・死亡数の推移ですが、出生数は概ね300人程度で推移しており、死亡数はここ数年1,000人を超えています。

9ページにまいります。合計特殊出生率の推移ですが、直近では1.49となっていますが、古い統計ですので、今年の7月ころに統計が公開されるため、公開され次第更新することとしています。

10ページにまいります。未婚率の推移ですが、平成27年の国勢調査における若年層の未婚率は男性が61.7%、女性が50.1%となっています。男性は国県と同程度にあり、女性は全国平均より若干低い状況となっています。

11ページにまいります。社会増減の推移のうち、転入・転出数の推移ですが、転入・転出とも減少傾向となっており、近年は社会増と社会減を繰り返しています。

12ページにまいります。性別・年齢階級別の人口移動の状況です。男女とも、15~19歳から20~24歳になるときに大幅な転出超過となっています。

13ページにまいります。また、男性はその次の段階(20~24歳→25~29歳)では転入超過となっており、就職や結婚等でのUターンが一定程度あるものと考えられます。また、男性は60歳前後の定年前後の転入超過が多くなっています。また、女性では男性に比べて15~19歳から20~24歳での転出超過人数はやや少ないものの、その次の段階でも転出超過となっています。さらに、

男女とも 60 歳前後での転入超過数が徐々に増加しており、退職した後の転入が増加していることが分かります。

14 ページにまいります。人口移動の最近の状況ですが、転出入とも 20～30 歳代で多く、ライフイベントに応じた移動が伺えます。また、60 歳代での転入が多くなっており、ほぼ県外からの転入になっています。

15 ページにまいります。性別での傾向は類似していますが、男性では 60 代での転入者が多くなっています。また転入は男性が多いのに対し、転出は女性が多くなっています。特に 20 代前半での女性の転出が多くなっています。

16 ページにまいります。人口移動先の最近の状況ですが、県内及び東京都・神奈川県・埼玉県の首都圏との人口移動が多くなっています。このうち、東京都・埼玉県からは転入超過となっているものの、神奈川県や静岡県内からは転出超過となっています。

17 ページにはこれまでのまとめが記載されています。

18 ページには自然増減と社会増減の影響についてプロット図で示しています。

19 ページにまいります。雇用・就労の状況のうち、産業別就業者数の推移ですが、平成 7 年以降、就業者数の減少が見られます。また、高齢化の進行に伴い、労働力率も低下傾向にあります。

21 ページにまいります。産業別就業者数の推移ですが、第三次産業従事者の割合が、引き続き約 8 割を占めています。

22 ページにまいります。本市の就業構造としては、男女とも「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」が多くなっており、男性では「漁業」、「生活関連サービス業、娯楽業」が非常に多くなっており、特徴的な産業であると言えます。

23 ページにまいります。年齢別就業人口割合の状況ですが、第一次産業及び「不動産業、物品賃貸業」で 60 歳以上の割合が高く、全体の 4 割を超えています。30 歳代以下の割合が高い職業分類は「複合サービス事業」、「公務」となっています。

24 ページにまいります。第 3 章として将来人口推計分析を行います。

25 ページにまいります。本市においても国から提供された推計ツールを用いて、社人研の推計準拠による長期的な人口推計を行ったところ、令和 42 年で 29,185 人との試算が出ています。

26 ページにまいります。人口減少段階の分析ですが、令和 2 年までは老年人口の増加傾向が見込まれるものの、それ以降は老年人口も減少が続くと予想されます。

27 ページにまいります。この推計を基に、国の分析に準拠して出生率を 2.1 まで上昇させた場合をシミュレーション 1、シミュレーション 1 に加え、人口移動をゼロにした場合をシミュレーション 2 として、推計値に対する自然増減と社会増減の影響度を調べました。社会増によって子育て世代を呼び込むなど、引き続き、社会増を推進していくことが求められます。

28 ページにまいります。人口構造の分析ですが、年齢 3 区分別構成は、令和 27 年以降、ほぼ同じ割合で推移するものと見込まれます。

29 ページにまいります。第 4 章として本市の将来展望を行います。現状と課題の部分はこれまでの分析をまとめたものであります。

30 ページから 31 ページにかけては、目指すべき将来の方向と将来人口の長期的な見通しについてですが、目指すべき将来の方向ですが、「65 歳までを対象とした移住促進を図ることにより、年齢構成のバランスを維持し、持続可能な地域の実現を展望する。」こととし、人口の見通しについては、住民基本台帳人口を用い、出生率は社人研推計に準拠し 1.30 程度とした上で、

社会増を概ね毎年 200 人見込んだ形での推計を行っています。

32 ページにまいります。総人口の推移ですが、将来展望人口は、令和 12 年には 6 万人程度、令和 42 年では 36,000 人程度になるとしています。

33 ページにまいります。年齢 3 区分別人口の推移を表しています。純移動率が上昇し、若い世代の転入が進めば、年少人口割合は 7%前後、生産年齢人口割合は 40%前後、老年人口割合は 50%前後で推移すると見込まれます。

以上で説明を終わります。

## 10 今後の予定

今後の審議会全体会や専門部会の日程等を報告し、了承された。

## 11 閉会